海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における種苗供給プログラム実施手順

制定　平成３０年１２月１日

改正　令和２年１１月１１日

改正　令和３年　１月１２日

改正　令和５年１０月１８日

（目的）

第１条　本事業は、養殖分野の成長産業化に資するため、種苗生産機関・養殖業者（以下「養殖業者等」という。）に対してブリの人工種苗又は受精卵（以下「人工種苗等」という。）を販売し、海外マーケットへの周年出荷体制の構築に向け、養殖業者等自らの創意工夫による効率的・効果的な活用手法の確立を促すとともに、得られた知見の蓄積及び普及を行い、国内ブリ養殖業の競争力の底上げを図ることを目的とする。

２　本手順は、国立研究開発法人水産研究・教育機構がブリの人工種苗及び受精卵の購入希望等についてのニーズを調査し、人工種苗等を供給するために必要な事項について定める。

（定義）

第２条　この実施手順において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）機構　国立研究開発法人水産研究・教育機構をいう。

（２）人工種苗等　機構が飼育するブリから計画的に得られた「ブリ人工種苗」及び「ブリ受精卵」であって、販売の対象とするものをいう。

（３）実施者　事業を実施する者として機構が決定する者をいう。

（４）養殖等　養殖、種苗生産、その他機構が有用と認める飼育形態をいう。

（５）事業実施　機構から人工種苗等を購入し、健全な飼育に努めることをいう。

（６）実施希望者　事業実施を希望する者をいう。

（事業内容）

第３条　本事業においては、機構が実施者に対して人工種苗等の販売を行う。

２　実施者は、機構と密接に連携を図りつつ、①機構から購入した人工種苗等を活用して養殖等を実施し、②それら成果物（製品）の販売を通じて市場ニーズや人工種苗等の利用上の課題を明らかにし、③これらの事業の実施過程で得られた知見等を、機構の求めに応じて報告をする。

３　本事業で得られた知見については、養殖分野の成長産業化に資するため、実施者以外の国内養殖業者等に対しても事業の成果として機構から提供するものとする。

（プログラム実施期間）

第４条　海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における種苗供給プログラム（以下「プログラム」という。）の実施予定期間は、平成３１年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（事業実施手順）

第５条　プログラムは次に掲げる内容で構成される。

（１）機構は毎年度、公示に先立ち購入希望調査（参加表明書（実施手順様式第１号）の受領）を実施する。

（２）機構は、前号の購入希望調査の結果及び機構の人工種苗等供給可能見込数量を勘案の上、人工種苗等の販売予定数量、実施者の決定方法等を公示する。

（３）実施希望者は事業実施計画を機構に提出する。

（４）機構は、第８条に定める方法により実施者を決定する。

（５）機構及び実施者は人工種苗等の売払契約を締結し、機構は実施者に人工種苗等の引渡しを行う。

（６）実施者は事業を実施する。

（７）実施者は機構に対して事業実施報告をする。

（購入希望調査）

第６条　第５条第１項第１号に規定する購入希望調査は、事業実施年度の前年度の１１月を目途に実施することとし、毎年度１回実施するものとする。

２　実施希望者は、参加表明書の提出とともに必ず購入希望調査に参加し、実施者として決定された場合に希望する人工種苗等の購入時期及び購入数量を所定の様式（実施手順様式第１号）にて提出する。

３　機構は、購入希望調査の結果を踏まえ、翌年度の人工種苗等の生産計画等を検討する。

（公示）

第７条　実施者の決定に当たっては、公示して申込みをさせる。

２　前項の規定による公示は、次に掲げる事項について行う。

（１）申込みに付する事項

（２）申込みに参加する者に必要な資格に関する事項

（３）実施希望者の審査方法及び審査基準

（４）その他必要な事項

３　人工種苗等を十分な数量供給できない場合等、公示後に公示内容を変更する場合は、公示を以て行う。

（実施者の決定方法）

第８条　実施者の決定に当たっては、実施希望者が申込みの際に作成する事業実施計画の内容に係る競争（企画内容の競争）を実施し、機構にとって最も有利な者を決定する方式によることとし、機構が別に作成した審査基準に則り厳正に実施者を決定する。また、審査基準は事前に公表する。

２　実施者となるべき最も有利な者が二者以上ある場合には、購入希望価格（単価）が高い者を先順位とする。

３　実施者の決定に当たっては、最も有利な者から順次、人工種苗等の販売数量に達するまでの実施希望者をもって実施者とすることができる。

４　前項に規定する方法で実施者を決定したのちに、残余の販売数量が次の順位者の購入希望数量を下回った場合は、当該順位者が購入希望数量を残余の販売数量に変更することに同意すれば、当該順位者を実施者として決定することができる。

５　前項の規定により実施者を決定しようとする際、当該順位者は購入を辞退することができる。その場合、次々の順位者が先順位者として繰り上がる。

６　実施者を決定したときは、実施手順様式第２号により実施者に通知するとともに、機構ホームページに所要の情報を掲載する。

（契約）

第９条　機構と実施者は、人工種苗等に係る売買契約を締結する。

２　前項の契約に係る手続きについては、国立研究開発法人水産研究・教育機構会計規程（平成１３年４月１日付け１３水研第９号）、国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）その他関係規程等に則ってこれを行う。

３　人工種苗等に係る売買契約は、国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第３０条第１項第９号に基づく契約とする。

（引渡し）

第１０条　人工種苗等の引渡しは、原則として国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所五島庁舎（長崎県五島市玉之浦町布浦１２２－７）での直接引渡しとし、第３項の運搬経費と梱包資材に関する経費については実施者が負担するものとする。

２　受精卵に限っては、実施者から輸送による受取の要望があった場合については、機構は五島港でのフェリーへの積み込み又は五島空港での航空機への積み込みのみ対応する。

３　前項のフェリー又は航空機の予約，運搬経費の支払いは原則実施者が行うこととするが，輸送会社の都合で機構が立て替えた運搬経費は実施者に対し請求する。また、機構は使用した梱包資材に関する経費を実施者に対し請求する。

４　実施者は、第１項の人工種苗等の直接引渡しを受けた際又は第２項にあっては梱包が終了した時点をもって引渡しを完了したものとし、受領後数量を確認したうえで遅滞なく実施手順様式第３号を機構に提出すること。

（代金の支払い）

第１１条　実施者は、人工種苗等の購入後に機構から送付する請求書により、期限までに指定する口座に代金を支払わなければならない。

２　代金の請求に当たっては、人工種苗等の購入代金に前条の運搬経費と梱包資材に関する経費を加算するものとする。ただし、第１６条第３項の協議に基づき加減算する額がある場合はその額を加減算した額を請求するものとする。

（転売の禁止）

第１２条　実施者は、購入後に人工種苗等を第三者へ転売又は譲渡してはならない。

２　飼育事情により、第三者へ人工種苗等を持ち出さなければならない事態が発生した場合は、機構とあらかじめ協議をしなければならない。

３　機構は、明らかに転売目的をもって実施者となった者等、プログラムの目的を十分に理解していないと判断した者を、期間を定めて申込みの有資格者としないことができる。

（帰属）

第１３条　事業の応募、実施、報告その他一切に係る費用について機構はこれを負担せず、事業実施により得られた収入は、原則として実施者に帰属するものとする。

（事業実施報告）

第１４条　実施者は、事業開始前に機構が指示する方法により、飼育状況その他事業の実施状況等について、期限までに結果をとりまとめ報告しなければならない。

（事業実施報告の活用）

第１５条　機構は、前条に規定する実施者から提出のあった事業実施報告の内容について、国内ブリ養殖業の競争力の底上げを図るため、国内養殖業者等への情報提供や以降のプログラムの実施方法の検討等に活用する。

（不測の事態への対応）

第１６条　機構は、実施者の決定後、生産・採卵不調により予定数量の人工種苗等を供給できない場合は、販売を延期または中止することができる。また、機構は実施者にその旨をすみやかに通知する。

２　実施者が機構より人工種苗等を受け取った後、これらのふ化率または生残率が著しく低い場合は、輸送方法、卵管理方法または飼育方法の詳細について機構にただちに報告しなければならない。

３　前二項の場合において、機構及び実施者は、その後の対応について協議のうえ決定するものとする。

（人工種苗等に余剰が生じた場合の対応）

第１７条　機構は、実施者の決定後、契約数量を超える数量の人工種苗等（以下「余剰」という。）が生じた場合は、第７条の規定にかかわらず実施者に対して追加の希望の有無を確認することができる。

２　追加を希望する実施者が複数ある場合は、第８条の規定による順位により余剰を販売する。

３　実施者に販売してもなお余剰が生じる、又は追加を希望する実施者がいない場合は、当該物件を落札できなかった実施希望者に対して購入の希望の有無を確認し、希望があった場合には新たに実施者とすることができる。

４　前項において、購入の希望の有無を確認する順位は第８条を準用して決定する。

５　余剰の販売単価は、既契約者は契約時の単価を、新たな実施者については既契約者の単価のうち最も高い単価とする。

６　余剰の追加により、公示した１者あたりの上限数量を超えて構わないものとする。

（その他）

第１８条　機構は実施者に対し、本事業の実施について必要な指示、指導及び監督を行う。

　附　則

この実施手順は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則［令和２年１１月１１日付け２水機開第20111103号］

この実施手順は、令和２年１１月１１日から施行する。

附　則［令和３年１月１２日付け２水機開第20010604号］

この実施手順は、令和３年１月１２日から施行する。

附　則［令和５年１０月１８日付け５水機開第118号］

この実施手順は、令和５年１０月１８日から施行する。

（実施手順様式第１号）

　　　年　　月　　日

国立研究開発法人水産研究・教育機構　開発調査センター所長　殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

「〇年度種苗供給プログラム」購入希望調査（兼参加表明書）

海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における「〇年度種苗供給プログラム」の事業の実施者を決定するための競争に参加します。

　なお、提案に関する担当者は、下記（１）のとおりです。

　また、事業の実施に当たり、国立研究開発法人水産研究・教育機構から購入を希望する人工種苗等の内訳は下記（２）のとおりです。あわせて、下記（２）はあくまでも購入希望数量であり、現時点で確実に購入できるものではないことを了承します。

記

（１）

担当者

1. 所属・役職
2. 担当者氏名
3. 電話番号
4. ＦＡＸ番号
5. メールアドレス

（２）

| 品　　目 | 購入希望数量 |
| --- | --- |
| 受精卵（　　年　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　月） | 万粒 |
| 人工種苗５ｃｍ（　　年　月） | 千尾 |

以上

（実施手順様式第２号）

　年　　月　　日

（実施者名）　殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構

開発調査センター所長

〇年度種苗供給プログラム実施決定通知書

貴機関は、海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における「〇年度種苗供給プログラム」の下記事業の実施者として決定しましたので通知します。

　つきましては、実施手順第９条に規定する人工種苗等に係る売買契約を締結したいので、人工種苗等売払契約書（記名押印したもの）を２通送付しますので、押印の上、返送してください。

　ただし、契約書の締結年月日は、当機構において契約成立の際、記入します。

　契約が整った後、２通のうち１通を送付させていただきます。

記

| 品　　目 | 購入希望数量 |
| --- | --- |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 人工種苗５ｃｍ（　　年　　月） | 千尾 |

（実施手順様式第３号）

年　　月　　日

国立研究開発法人水産研究・教育機構　開発調査センター所長　殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

　　　受領責任者名

〇年度種苗供給プログラム　人工種苗等受領書

　標記のプログラムに係る人工種苗等について、下記のとおり受領しました。

記

| 品　　目 | 受領数量 |
| --- | --- |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 受精卵（　　年　　月） | 万粒 |
| 人工種苗５ｃｍ（　　年　　月） | 千尾 |